

令和4年度随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

会計管理局

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

	契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	当該年度における決算額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
1	管理課	滋賀県物品・役務 電子調達システム 機器更新等業務委託	物品・役務電子調 達システムの機 器の更新・ソフト ウェアの更新等業 務	令和4年6月30日 ~ 令和5年3月31日	日本電気株式 会社滋賀支店	80,045,900	80,045,900	本業務は当該システムに係る既契約 特定役務に接続して提供を受ける同 種の特役務を調達する場合に該当 し、現行システムの開発・導入を行っ た既契約特定役務の調達の相手方と 県が知的財産権を有しており、その 者以外の者では更新作業やシステム 障害の対応ができないことから、その 者以外の者から調達をしたならば既 契約特定役務の便益を享受すること に著しい支障が生じるおそれがある ため。	2	3イ
2	管理課	財務会計システム 改修業務委託(公 金収納方法多様化 対応)	財務会計システ ム改修業務	令和4年12月1日 ~ 令和5年12月28日	日本電気株式 会社滋賀支店	56,100,000	0	本システムの開発は、過年度に特定 調達契約により調達を行ったもので あるが、当該開発に係る委託契約の 相手方と県が知的財産権を有してお り、現在の委託契約の相手方以外の 者では改修業務を実施できないもの であるため。 ※令和5年度に繰越し	2	3イ